

「外国の重要な公的地位」の具体例

外国の重要な公的地位にある者とは、下記に該当する方または過去にこれらの者であった方を指します。

- (1) 国家元首
- (2) 我国の内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- (3) 我国の衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- (4) 我国の最高裁判所の裁判官に相当する職
- (5) 我国の特命全権大使・公使、特派大使、政府代表、全権委員に相当する職
- (6) 我国の統合幕僚長、幕僚副長、陸上・海上・航空幕僚長・副幕僚長に相当する職
- (7) 中央銀行の役員
- (8) 予算について国会の議決・承認が必要な法人の役員

「外国の重要な公的地位」にある者の範囲

- ・ 本人
- ・ 配偶者
- ・ 両親
- ・ 子(元配偶者との子を含む)
- ・ 兄弟姉妹
- ・ 配偶者の両親
- ・ 配偶者とその元配偶者との子

※配偶者は事実婚を含む